

「公印省略」

20福介連育第167号

平成20年12月15日

指定地域密着型（介護予防）サービス事業者 各位

福岡県介護保険広域連合事業課長

（育成指導係）

安全管理、事故発生の防止及び事故発生時の対応の徹底について（通知）

このことについて、福岡県保健医療介護部介護保険課長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

については、各事業所においては、なお一層の安全管理の徹底に努めていただくとともに、事故発生の防止及び事故発生時の対応については、研修等により、職員に周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、以下の取扱い要領に基づき、事故報告書（※当広域連合の様式を必ず御使用ください。）により報告を行ってください。

【事故発生時の報告取扱い要領及び事故報告書（様式）の当広域連合ホームページ掲載場所】

「[トップページ／事業者の方へ／事業課給付係／介護サービス提供時における事故発生時の報告について（平成20年3月3日更新）](#)」 ←この部分をクリックするとリンクします。

＜問い合わせ先＞
福岡県介護保険広域連合
事業課育成指導係・給付係
Tel 092-643-7055
Fax 092-641-2432



「公印省略」

20介第 2926号
平成20年12月8日

福岡県介護保険広域連合総務課長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(指導係)

安全管理、事故発生の防止及び事故発生時の対応の徹底について

このことについて、別添のとおり各指定居宅サービス事業者、各指定介護予防サービス事業者及び各指定介護療養型医療施設に通知していますのでお知らせします。



「公印省略」

20介 第 2926号
平成20年11月14日

各指定居宅サービス事業者管理者 殿
各指定介護予防サービス事業者管理者 殿
各指定介護療養型医療施設管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(指導係)

安全管理、事故発生の防止及び事故発生時の対応の徹底について

本県の介護保険事業の推進につきましては、平素から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、各事業所における安全管理につきましては、日頃から十分な配慮をいただいていることと存じますが、本年10月に県内の小規模多機能型居宅介護及び介護老人福祉施設において、痛ましい事故が発生しています。

つきましては、各事業所においては、なお一層の安全管理の徹底に努めてください。

また、事故発生の防止及び事故発生時の対応につきましては、研修等により、職員に周知徹底を図られますようお願いいたします。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

— 抜粋 —

第37条

第1項

指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項

指定訪問介護事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第3項

指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

(平成11年9月17日 老企第25号)

— 抜粋 —

3 運営に関する基準

(24) 事故発生時の対応

(一部省略)

- ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

※指定訪問介護以外の居宅サービスについては、下線の箇所を読み替えて準用する。

(資料)

福岡県 小規模多機能型居宅介護における死亡事故について
事故の経過

経過

1. 発生日

平成20年10月17日(金)

2. 利用者

96歳 女性 要介護5

3. 事故の経過

ストレッチャーを使用して特殊浴槽を使用。入浴後2人の介助者によりケアを提供されていたが、2人ともその場を離れ、その時に利用者がストレッチャーから転落した。

福岡県 特別養護老人ホームにおける死亡事故について
事故の経過

経過

1. 発生日

平成20年10月28日(火)

2. 入所者

92歳 女性、要介護5

3. 事故の経過

特殊浴槽を使用。ストレッチャーに乗り洗身・洗髪後、浴槽内に移動。その際の湯が高温であり、熱傷を負った。

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

(平成十一年三月三十一日 厚生省令第四十一号)

— 抜粋 —

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十四条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成一二年三月一七日 老企第四五号)

— 抜粋 —

28 事故発生の防止及び発生時の対応

① 事故発生の防止のための指針

指定介護療養型医療施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ロ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ホ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入院患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

② 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底

介護療養型医療施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意する必要がある。

具体的には、次のようなことを想定している。

- イ 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ハ ③の事故発生の防止のための委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
- ニ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ヘ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

③ 事故発生防止のための委員会

指定介護療養型医療施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④ 事故発生の防止のための職員に対する研修

介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指定介護療養型医療施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、指定介護療養型医療施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年二回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

⑤ 損害賠償

介護療養型医療施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。